

## 学校教育活動の再開に向けた留意点

### 1 保健管理等に関すること

#### (1) 感染症対策について

##### ①基本的な感染症対策の実施（児童生徒等及び教職員）

###### 1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

- ・毎朝、家庭で検温及び健康観察を実施し、記録する。  
(例) 健康観察表の継続使用、生活記録ノートへの記入、担任による聞き取り等
- ・登校前に確認ができなかった児童生徒等については、登校後速やかに担任又は養護教諭が、保健室で検温及び健康観察を実施し記録する。

###### 2) 感染経路を絶つこと

- ・手洗い用石鹸を使用した手洗いの徹底及び咳エチケットの実施。
- ・消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム消毒液等による定期的な清掃の実施。  
(ドアノブ、トイレの水栓、階段の手すり、スイッチ等)
- ・来校者の把握及び、感染症対策の協力依頼  
(来校者名簿の記入、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底等)

###### 3) 抵抗力を高めること

- ・十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるために生活習慣を整えるよう指導する。

##### ②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による集団感染リスクの高まる3条件

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・密閉空間であり換気が悪い</li><li>・手の届く距離に多くの人がいる</li><li>・近距離での会話や発声がある</li></ul> |
|--|

実際の学校での教育活動において、上記の3つの条件が重なる場及び感染拡大の契機となりうる場としては、教室での授業以外にも以下のようなものが考えられ、

その実施にあたっては、感染防止のための実施方法の工夫が必要である。

(例)・児童生徒等が一同に会する集会

- ・保護者等を対象とした授業参観
- ・集会や給食時等の行列
- ・PTA 総会や保護者説明会
- ・家庭訪問や個人面談
- ・屋内での運動会練習
- ・文化祭や学習発表会

### 1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気の実施。例えば、授業中は教室を閉め切らず、片側の窓・出入口を開けておく等の対応を実施し、休み時間中には2方向の窓を同時に開ける等、積極的な換気を実施すること。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

### 2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

近距離での会話が想定される班別の活動や実習を行う必要がある場合、飛沫を飛ばさないようマスクの装着や咳エチケット等について指導を徹底する。

その際、マスクの入手が困難である場合には、ハンカチでの代用や手作りマスクの作成についても積極的に指導すること。

また、県教育委員会のホームページに、自宅学習用教材「マスクを手縫いで作ろう！」(動画・型紙あり)を掲載していますので適宜活用すること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoiku/5035843/>

## (2) 出席停止等の扱いについて

①児童生徒等が感染したり、濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、濃厚接触者の出席停止期間は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

②児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合にも、今後の感染拡大の状況により「出席停止」又は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

※①②の場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

## (3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

### ①登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という。)や基礎疾患等のある児童生徒等についての登校の判断に際しては、以下を踏まえること。

- ・医療的ケア児の中には、呼吸の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことを考慮する。

- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえて判断する。
- ・主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に判断をする。
- ・基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒(注)についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、判断をする。

(注)重症化のリスクが高い児童生徒

- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある。
- ・透析を受けている。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている。

なお、これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。この場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

## ②学校教育活動における感染対策

学校再開にあたって、医療的ケア児等と接する機会のある教職員においては、当分の間、以下を踏まえて一層の感染対策を行うこと。

- ・自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。
- ・感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。

また、校外活動等に際しては、感染リスクを下げるため、以下に注意すること。

- ・共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。

## (4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域(※)」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域(※)」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1)

## (5) 心のケアについて

特に学校を再開してしばらくの間は、次のことに留意すること。

- ・学級担任や学年担当、養護教諭等を中心に全ての教職員によるきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を把握すること。
- ・学校生活の様子が気になる児童生徒等については、保護者との連絡を密にし、心身の状況等を把握すること。

- ・ 児童生徒等からの相談希望や心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーにつなぐ等適切に対応すること。早急な対応が必要な事案については、人権教育課いじめ問題等対策室に連絡し、スクールカウンセラーの派遣要請を行うこと。  
(TEL088-621-3138)

#### (6) いじめや偏見，差別について

感染者，濃厚接触者，医療従事者，海外から帰国した人とその家族，外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見，差別につながるような行為（日常生活での冷やかしからい等も含む）は，断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このようないじめや偏見，差別が生じないようにすること。

#### (7) 虐待対応について

学校再開まで長期の休業となり，ネグレクトをはじめ虐待の発生が懸念されることから，児童生徒等の観察や保護者との連絡を密にし，虐待の予防や早期発見・早期対応に努めること。虐待が疑われる事案については，「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和元年5月）に沿って市町村や児童相談所等への通告・情報提供を速やかに行うこと。

## 2 学習指導に関すること

#### (1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い，児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって，学習に著しい遅れが生じることのないよう，可能な限り，令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること，家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

特に，令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には，必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。

また，中学校に進学する生徒に関しては，年度始めに小学校での未修了の内容について，小学校と中学校が学習状況を共有するとともに連携をとって，補充や個別指導の支援を行うなど，新しい環境での生活や学習の不安，つまりきとならないよう配慮すること。

#### (2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は，児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に，以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど，令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。

- ・ 長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等），その際，児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに，各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど，教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また，週休日である土曜日に授業を行う場合には，教職員の勤務日及び勤務時間について，適切に振り替えを行うことが必要となること。）

### （3）各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても，1（1）に示す感染症対策を講じるとともに，それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては，指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

＜教科等の指導に関する工夫例＞

- 感染のリスクが高いと考えられる実習や活動等を年度後半に順序を変更して行う。
- 実験・実習を実施する場合は，実習室等の換気を徹底するとともに，手洗いの励行，マスクの着用，器具及び作業台等のアルコール消毒の実施等，感染防止に努める。
- 大人数による集団が密集する運動や競技を避け，少人数やグループ分けでの活動を行うこと。
- 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控え，児童生徒同士や教師との接触が少ない活動や，間隔を空けて，運動スペースを確保すること。
- 歌唱の必要がある場合は，マスクを着用し，多目的ホール等の広い部屋で，間隔を空けて活動する。
- 特別教室（音楽教室）にある楽器等は，間接的な接触を避けるため，児童生徒で共有しないなどの工夫を行う。どうしても必要がある場合は，楽器に影響がない方法で除菌をする。
- ICTを活用し実験や取組の様子をモニタに写すなどして，生徒が密集しないように配慮する。
- 委員会活動やクラブ活動について，大人数が一堂に会さないで決定できる方法を推奨する。（希望用紙の配付→児童生徒による記入後回収→決定して通知等）

## 3 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式及び始業式の実施に際しては，3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう，次のような感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じること。

〈感染拡大の防止の措置〉

- ・ 風邪のような症状のある生徒には参加しないように徹底
- ・ 可能な範囲で教職員・生徒全員のマスク着用
- ・ 手洗いと咳エチケットの推奨，可能な範囲でアルコール消毒液の利用

- ・ こまめな換気の実施（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）

#### 〈開催方式の工夫等の例〉

- ・ 一堂に会することにとらわれず、各学校の実態に応じて、学年やホームルームごとに分散させ、校庭や体育館、空き教室など複数の会場を活用し校内放送等を用いて実施する
- ・ 各会場は、換気の悪い密室空間を避け、会場の椅子の間隔を空けて、参加者のスペースを確実に確保する
- ・ 式次第の短縮を検討すること

その他の学校行事についても、その実施に際し、上記3つの条件が重なることのないよう、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行うこと。

特に、修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお、海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、十分に御検討をいただくようお願いしたいこと。

## 4 部活動に関すること

春季休業期間中の活動については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について（通知）（令和2年3月20日付け教政第337号）」により、中止いただいておりますが、4月8日の活動再開に向け、次のことに留意し、練習計画作成等の準備を行うこと。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

また、活動にあたっては次のとおり感染症対策を徹底すること。

### ○活動前

- ・ 生徒の身体状況など嚴重な健康確認のうえ、発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 消毒液を設置し、生徒が手を触れる箇所や用具等の消毒を行うとともに、生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。

- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。

#### ○活動時

- ・臨時休業により、長期間活動していないことを踏まえ、生徒の心身の状況に配慮し、過度な負担とならないように活動すること。
- ・部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、競技や活動の特性を踏まえ、実施内容や方法を工夫すること。
- ・体育館や音楽室、部室等を利用する際は、密閉空間としないためにドアを開けたり、こまめな換気を徹底すること。
- ・大人数による集団での活動を避け、少人数やグループ分けでの活動を行うこと。
- ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控え、間隔を空けて、活動スペースを確保すること。
- ・合唱や楽器演奏等、室内での活動では、特に十分注意すること。
- ・生徒同士や指導者との接触が少ない活動を工夫すること。

#### ○活動後

- ・生徒に、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、手を触れた箇所や用具等の消毒を行うこと。
- ・生徒の身体状況など嚴重な健康確認のうえ、しっかりと休養を取るよう指導すること。

なお、特定できない多くの人との接触を減らすという観点から、対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征は、当分の間、控えることとするが、大会への参加については、地域における感染状況や、拡がり等を踏まえ、個別に、慎重な対応を検討すること。

## 5 学校給食に関すること

### (1) 学校給食調理場

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき作業を行うこと。特に、以下の点を徹底すること。
  - ・専用で清潔な調理衣，エプロン，マスク，帽子，履物等を着用すること。
  - ・「学校給食における標準的な手洗いマニュアル」「学校給食における作業中の手洗いマニュアル」に従って、適切に手指の洗浄と消毒を行うこと。
  - ・毎日学校給食従事者の健康状態を個人別に記録し，保存すること。
- 学校給食従事者に発熱等の風邪の症状が見られる場合は，自宅待機とすること。

## (2) 学校

- 給食当番はもとより、児童生徒全員が食事前の手洗いを徹底すること。
  - ・手洗い場に手洗いの手順を表示したり、手洗いソングを活用したりするなど、発達段階に応じた手洗い指導を行うこと。
  - ・清潔なタオル・ハンカチやペーパータオルで拭き取ること。
- 配食を行う児童生徒及び教職員は、給食当番チェックリストに基づき給食当番活動が可能であるか毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応をとること。
  - <給食当番チェックリスト>（「定期及び日常の衛生検査の点検票」より）
    - 下痢をしている者はいない。
    - 発熱，腹痛，嘔吐をしている者はいない。
    - 衛生的な服装をしている。
    - 手指は確実に洗浄した。
- 配膳前に、配膳台や児童生徒の机上を衛生的な布巾で拭くこと。
- 配膳前・配膳中は児童生徒は静かに着席して待つよう指導すること。
- 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、食事中的な会話は控えるなどの対応を考えること。
  - ・音楽を流したり、食育につながる内容の放送を行ったりするなど、会話はなくとも楽しい雰囲気になるよう配慮すること。

## 6 教職員の出勤等の服務について

- 教職員は、「健康観察表」を活用し、検温や体調確認を継続的に行うとともに、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- 休暇等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて（通知）」（令和2年3月2日付け教政第322号・教教第876号）のとおりとする。
- 感染予防のため、公共交通機関で通勤している教職員が、人混みの多い時間帯を避けて出勤できるよう、「時差出勤」を可能な範囲で推進すること。
- 教職員の海外への渡航については、次のとおりとする。
  - ・渡航の是非や必要性の検討を行い、不要な渡航は極力控えること。
  - ・出国前に、管理職と相談のうえ、教育委員会へ報告すること。
  - ・入国制限対象国からの帰国者が、帰国後14日間の自宅待機や国内において公共交通機関を使用しないことを求められていることに鑑み、対象国以外からの帰国者についても同様の対応を求める場合がある。その際の休暇の取扱いについては、職務専念義務の免除（職専免が適用されない職員は年次有給休暇）とする。
- 再開後に臨時休業した場合も、通常どおりの勤務とする。その際、非常勤職員、嘱託職員、舎監等についても振替を可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。（教材準備、施設の維持管理等に従事）

## 7 放課後児童クラブ，放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関する こと

学校を再開する場合でも，放課後児童クラブ，放課後等デイサービスにおいて密集性を回避し感染を防止する観点等からは，一定のスペースを確保することが必要である。

このため，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合は，国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず，手続は不要であり，積極的に学校施設の活用を推進すること。

また，放課後等デイサービスについて，放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも，当面の間，報酬を請求することを認めるので，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合は，積極的に施設の活用を推進すること。

なお，地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

## 8 その他

### (1) 県立高等学校における授業料等の修学支援に関すること

入学や新学期開始に際し，今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により，生徒等の学資を負担している者の状況が変化し，授業料，受講料等の学納金の納付が困難な者に対して，高校生等に対する修学支援に関する各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど，生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。

なお，修学支援に関する次の内容の詳細については，別途通知する。

- ・高等学校等就学支援金や奨学のための給付金については，各学校や高校生等の状況に応じ，生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には，申請期間を延長するなど生徒等に配慮した柔軟な対応を行うこと。
- ・年度の中途において家計急変した高校生等に対し，授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。
- ・奨学金を必要とする高校生等に対しては，可能な限り速やかに対応を行うこと。
- ・更に，卒業年次の高校生等については，次年度の進路決定にあたり，経済的理由により修学を断念することがないように，高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免），日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等，大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行うこと。

### (2) 総合寄宿舍等に関すること

別途連絡をする。